



公平委員会の事務の委託について

平成 30 年 12 月 25 日

本 部 事 務 局

関西広域連合の公平委員会の事務について、簡素で効率的な執行体制とするため、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 7 条第 3 条及び第 4 項並びに地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 292 条において準用する同法第 252 条の 14 第 1 項の規定に基づき、平成 31 年度、平成 32 年度は徳島県に委託する。

なお、委託にあたっては、鳥取県議会（受託廃止）、徳島県議会（受託）、広域連合議会（委託廃止及び委託）の議決を得たうえで、総務省に届け出を行う。

◆参考

1 委託事務について

- ・勤務条件に関する措置要求審査
- ・不利益処分についての審査請求に対する採決
- ・苦情の処理
- ・その他法律に基づき、その権限に属せしめられた事務

2 根拠法令

○地方公務員法

第 7 条

- 3 人口15万未満の市、町、村及び地方公共団体の組合は、条例で公平委員会を置くものとする。
- 4 公平委員会を置く地方公共団体は、議会の議決を経て定める規約により、公平委員会を置く他の地方公共団体と共同して公平委員会を置き、又は他の地方公共団体の人事委員会に委託して次条第 2 項に規定する公平委員会の事務を処理させることができる。

○地方自治法

第252条の14

- 1 普通地方公共団体は、協議により規約を定め、普通地方公共団体の事務の一部を、他の普通地方公共団体に委託して、当該普通地方公共団体の長又は同種の委員会若しくは委員をして管理し及び執行させることができる。
- 2 前項の規定により委託した事務を変更し、又はその事務の委託を廃止しようとするときは、関係普通地方公共団体は、同項の例により、協議してこれを行わなければならない。

